

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 10 日（木）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

- ・金子総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）後藤祐一君（立民）、落合貴之君（立民）、塩川鉄也君（共産）、山本剛正君（維新）、斎藤アレックス君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

後藤祐一君（立民）

（1） 衆議院小選挙区の区割り改定について

ア 衆議院議員選挙区画定審議会（区画審）による衆議院小選挙区の区割り改定案の勧告後、区割り改定法案が成立する前に衆議院が解散された場合、当該解散による選挙が違憲になる可能性についての内閣法制局の見解

イ 区画審の勧告が出てから区割り改定法案が成立するまでの間は、憲法上、統治機構上、不安定な状況にあることから、この間の解散は望ましくないと考えることについての金子総務大臣の見解

ウ 総務省から区画審に対し、勧告の期限より早期に勧告を出すよう促すことについての総務省の見解

エ 政府には、区画審による勧告後、直ちに区割り改定法案を提出する義務があると考えることについての金子総務大臣の見解

オ 早期の区割り改定法案提出のため、区画審による勧告と区割り改定法案の表記をそろえることについての総務省の見解

カ 内閣が、区画審の勧告どおり 10 増 10 減を内容とする区割り改定法案を提出することについて、岸田内閣総理大臣の見解の確認を踏まえた上での金子総務大臣の見解

（2） 選挙管理委員の政治活動について

ア 選挙管理委員が代表を務める政治団体が政党から寄附を受けていたことを理由に、地方自治法第 184 条の 2 の規定に基づき、職務上の義務違反があったとして、議会が当該選挙管理委員の罷免を議決することができるかについての総務省の見解

イ 選挙管理委員が政党から寄附を受けた場合、議会が議決すれば、地方自治法第 184 条の 2 の規定により職務上の義務違反で罷免となり得ることについて、総務省として何らかの通知を行うべきではないかということに関する金子総務大臣の見解

（3） 統一地方選挙について

ア 都道府県の選挙と市町村の選挙を同日に実施することによる投票率向上や経費節減の効果の有無

イ 市長選挙と県議会議員選挙、県知事選挙と市議会議員選挙を同日に実施できないことについて、法律に選挙の期日を統一する規定がないこと以外の理由の有無

ウ 市長選挙と県議会議員選挙、県知事選挙と市議会議員選挙を同日に実施できるようにする法案を検討することについての金子総務大臣の見解

（4） インターネット投票について

ア 令和 3 年度の調査研究事業を受け、本年 3 月末までに、総務省が在外選挙におけるインターネット投票に関する法律上の論点等を全て整理するかについての確認

イ 第三者の介入による投票を罰則だけで防ぐことができるかについての総務省の見解及び再投票方式が技術的に可能かどうかに関する総務省の見解

落合貴之君（立民）

- (1) 主権者教育について
 - ア 投票の仕方が分からない人に向けて、大人向けにも投票の仕方を分かりやすく説明した漫画や動画を総務省が作成・公開することについての金子総務大臣の見解
 - イ 子供向けだけでなく、大人向けの主権者教育も行うことについての金子総務大臣の見解
- (2) 投票機会の確保について
 - ア 投票所の数が減少し続けた結果、現在は投票所を減らし過ぎている状況にあるという指摘についての金子総務大臣の見解
 - イ 地方への交付金等の削減による地方自治体のマンパワー不足に伴い投票所が減少する中で、地方自治体へのお金の振り分け方を見直すべきという考えについての金子総務大臣の見解
 - ウ 移動期日前投票所を設置した場合は、その分の予算を設置にかかるコスト以上に加算して交付することについての金子総務大臣の見解
 - エ 期日前投票所の混雑を解消するための対策に予算をつけることについての金子総務大臣の見解
- (3) 議員のなり手不足について
 - ア 地方議会議員の選挙で無投票当選が起きている現状についての金子総務大臣の見解
 - イ 立候補休暇制度の導入や被選挙権年齢の引下げ等の具体的な施策について総務省が実証研究などで前向きな答申等を出す必要性についての金子総務大臣の見解
- (4) 候補者の政見放送や経歴等を見ることができるとする公営ポータルサイトを作ることについての金子総務大臣の見解
- (5) 民間企業が運営する選挙のポータルサイトにおけるボートマッチには意図的な世論誘導のリスクがあると考えるが、自由にサービスを提供していることの問題やリスクの有無についての金子総務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 政党交付金の使途等報告書に係る監査事項についての政党助成法施行規則の規定内容
- (2) 政治資金適正化委員会が策定した「政治資金監査に関するQ&A」の内容について
 - ア 収入及び支出の記載漏れがあり、会計責任者が収支報告書を訂正しなかった場合における、政治資金監査報告書の記載方法（「Ⅶ-3 収入・支出の記載漏れ」関係）
 - イ 翌年への繰越額と現金預金残高との一致について確認する必要性（「Ⅰ-3 繰越額と現金預金残高」関係）
 - ウ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合における、政治資金監査上の取扱い（「Ⅴ-28 領収書等の改ざんの形跡」関係）
 - エ 政治資金監査の結果、政治団体に係る支出とは判断できない支出が分類されている場合における対処（「Ⅰ-5 使途の妥当性の判断」関係）
 - オ 国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実効性に関する金子総務大臣の認識
- (3) 河井克行前衆議院議員の公職選挙法違反事件における運動員買収の原資が政党交付金であるとの疑惑について、政党助成法及び政治資金規正法における監査制度に基づく報告書の提出により説明責任が果たされているとすることについての金子総務大臣の所見
- (4) 政党助成制度創設（1995年）から2021年までの間において交付された政党交付金の総額及び政党交付金を交付された政党の数
- (5) 2021年に政党交付金を交付された政党及び当該政党が政党助成制度創設（1995年）から2021年までの間に交付された政党交付金の交付累計額
- (6) 2020年における各政党の収入に占める政党交付金の割合
- (7) 各政党の収入に占める政党交付金の割合の高さに関する金子総務大臣の認識

- (8) 2020年分の全政治団体に係る収入額のうち、企業・団体献金の額及び政治資金パーティーの対価に係る収入額
- (9) 政党が政党交付金に加え、企業・団体献金も受領している現状を改めることに関する金子総務大臣の所見

山本剛正君（維新）

- (1) 本年3月3日の当委員会における金子総務大臣の発言にある「公正かつ明るい選挙」の具体的なイメージについての金子総務大臣の所見
- (2) 現状では国会議員等の氏名を冠した政治団体の設立は、当該議員等の承諾がなくても可能であるが、こうした政治団体が悪用されることを防止するための規制を設けることに対する総務省の見解
- (3) 郵便等投票制度について
 - ア 第49回衆議院議員総選挙において特例郵便等投票の対象であった者の人数及び実際に特例郵便等投票を行った者の人数
 - イ 郵便等投票制度の重要性がさらに増すと見込まれる中での今後の本制度の在り方、周知方法及び活用推進についての総務省及び金子総務大臣の見解
- (4) 車上等運動員の報酬の基準額について
 - ア 賃金、物価に関する指標が上昇している一方、車上等運動員の報酬の基準額が平成4年以降据え置かれていることについての総務省の見解
 - イ 公正かつ明るい選挙の実現のため、車上等運動員の報酬の基準額を現在の賃金相場に見合うよう見直すことについての総務省の見解
- (5) 様々な形の民意を反映させるための選挙制度についての金子総務大臣の所見

齋藤アレックス君（国民）

- (1) インターネット投票について
 - ア インターネット投票に関する政府の考え方及び現在の取組状況
 - イ マイナンバーカードを利用した本人確認手段に関する総務省内での検討状況
- (2) マイナンバーカードを利用した滞在地における不在者投票に関する総務省内での検討の有無

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

- ・金子総務大臣から趣旨の説明を聴取しました。